

専門委員会規程（改定）

【目的】

第1条 社団法人日本ボディビル連盟（以下「本連盟」という）の定款第37条に基づき、各専門委員会は所掌とされる事項を審議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。関連する事業については、理事会の議決に基づき、業務を執行することができる。

- (1) 審査委員会
- (2) 指導委員会
- (3) 競技力向上選手強化委員会
- (4) マスターズ委員会
- (5) ジュニア委員会
- (6) フィットネス委員会
- (7) 競技運営委員会
- (8) 医科学委員会
- (9) アンチドーピング委員会
- (10) 組織委員会
- (11) 国際委員会
- (12) 総務委員会
- (13) 財務委員会
- (14) 規約委員会
- (15) 環境委員会
- (16) 広報委員会
- (17) 体協加盟促進委員会
- (148) 懲罰委員会
- ~~(7) 事業委員会~~
- ~~(10) 女子委員会~~
- ~~(11) プロ委員会~~
- ~~(12) アマチュア委員会~~

【所掌事項】

第2条 各専門委員会は、つぎのとおり所掌事項を分掌する。

- (1) 審査委員会
選手権大会の審査基準・審査技術の研究及び審査員の養成、並びに本連盟主催大会の審査結果の審議と判定及び審査員指名案の作成並びに審査員の監督・指導
- (2) 指導委員会
ボディビル指導書の作成と指導員養成のための講習会及び認定試験の実施
本連盟の指導方針の確立、それに伴う指導員の養成のための講習会、及び試験の実施並びに指導書作成
- (3) 競技力向上選手強化委員会
ボディビル競技に於ける選手の強化育成、並びに国際的な競技力の向上をはかる。国際大会派遣選手案の作成
- (4) マスターズ委員会
日本マスターズ選手権の実行及び生涯スポーツとしてのボディビルの研究
- (5) ジュニア委員会
日本ジュニア選手権及び全国高等学校選手権の実施、並びに若年層の選手の発掘と育成
- (6) フィットネス委員会
フィットネス競技に於ける選手の強化育成、並びに国際的な競技力の向上をはかる。
- (7) 競技運営委員会
~~選手権大会の運営及び指導並びに舞台の演出・構成。~~
選手権大会の競技運営・指導及び舞台の演出・構成、並びに運営委員の育成
- (8) 医科学委員会
ボディビルの医科学的な研究とエビデンスの確立、及び指導
- (9) アンチドーピング委員会
~~選手権大会に於ける薬物検査の実施及び統括・指導並びに薬物とボディビルについての研究。~~
本連盟執行部会が必要と認めた場合、本連盟登録選手及公認指導員並びに加盟クラブの経営者・コーチを対象にドーピングテストの実施
選手権大会に於ける薬物検査の統括と計画、及び競技外検査の企画とアンチドーピングの啓蒙活動
- (10) 組織委員会
組織の質的向上と拡大、及び組織間の親睦・融和、及び調整並びに指導
- (11) 国際委員会
IFBB・AFBFの加盟組織との協力と調整

- (12) 総務委員会
本連盟の運営に関する提案と協力
- (13) 財務委員会
財政の確立に関して、提案・協力を行う。
- (14) 規約委員会
定款・細則・規程・規約・規則の検討と新規及び改定案の提案
- (15) 環境委員会
ボディビル界での環境保全啓蒙活動と、現場における環境保全実践活動等の促進と積極的な展開
- (16) 広報委員会
マスコミに対する積極的な働きかけ、及び機関紙等の発行。選手等のメディア出演の検討及び推薦
- (17) 体協加盟促進委員会
本連盟及び下部組織の日本体育協会への加盟促進をはかる。
- (148) 懲罰委員会
~~会の秩序と名誉を乱した者等に関する事項を必要に応じて会長が招集し審議する。委員長及び委員は理事の中より会長が指名する。~~
会の秩序と名誉を乱した者に対して必要な処置を図る為、審議を行う。委員は会長が任命し召集する。
- ~~(7) 事業委員会~~
~~事業に関する業務の遂行及び賛助会員の獲得。公認品・推奨品の認定審査~~
- ~~(10) 女子委員会~~
~~女子ボディビルの質的充実と啓蒙~~
- ~~(11) プロ委員会~~
~~プロ選手権の開催及びプロ選手の認定審査。プロ選手への事業の紹介~~
- ~~(12) アマチュア委員会~~
~~アマチュア基準の研究と資格審査~~

加盟クラブ認定規程（改定）

【退会】

第8条 本連盟を退会する場合は、退会届に理由を記し、所属連盟経由で本連盟に提出し、速やかに認定証を返却する。

【認定の取消】

第89条 本連盟の加盟クラブが次の各号の一に該当するときは、加盟を取り消され、発行された認定証を速やかに本連盟に返却しなければならない。

- (1) 第2条の認定の条件を欠いたとき。
- (2) クラブ代表者が本連盟を除名されたとき。
- (3) 本連盟理事会が加盟クラブとして不相当と判断したとき。
- ~~(4) 加盟クラブが閉鎖したり廃業したとき。~~

加盟同好会認定規程（改定）

【退会】

第8条 本連盟を退会する場合は、退会届に理由を記し、所属連盟経由で本連盟に提出し、速やかに認定証を返却する。

【認定の取消】

第89条 本連盟の加盟同好会が下記の条項に該当した場合は、加盟を取り消され、発行された認定証を速やかに本連盟に返却しなければならない。

- (1) 第2条の認定の条件を欠いたとき。
- (2) 本連盟理事会が加盟同好会として不相当と判断したとき。
- ~~(3) 加盟同好会が解散したとき。~~

公認指導員認定規程（改定）

【認定基準】

第8条 公認指導員の認定基準は、原則として下記のとおりとする。

- (1) 《二級指導員》 ボディビル又はウェイトトレーニングの実技経験を3年以上有する者で、二級認定講習を終了し、学科試験に合格した者、及び本連盟指導委員会が承認した者。
- (2) 《一級指導員》 二級指導員の資格を取得後3年以上経過した者で、一級認定講習を終了し、学科試験に合格した者、及び本連盟指導委員会が承認した者。

【認定の取消】

第11条 本連盟の公認指導員が次の各号の一に該当するときは、公認を取り消され、発行された認定証を速やかに本連盟に返却しなければならない。

- (1) 本連盟理事会が公認指導員として不適任と判断したとき。
- (2) 本連盟を除名されたとき。
- (3) 年間登録費を5年間納入しないとき。

選手登録規程（改定）

【登録資格】

第2条 本連盟の登録選手となるためには、次の各項を満たしていなければならない。

- (1) 本連盟加盟クラブの所属会員であると共に、同クラブに6ヵ月以上の在籍者であること。尚、選手権大会へ出場を希望する者は、その選手権大会の6ヵ月以前、又は3月末日までに選手登録を完了していなければならない。
- (2) 登録年齢は、15才以上とする。
- (3) 本連盟のアマチュア規程で規定するアマチュアであること。

【申し込み】

第3条 地方連盟に選手登録を申し込む者は、本連盟所定の選手登録申込書に必要事項を記入し加盟費と年間登録費を添えてのうえ、在住又は勤務・通学する地方連盟に所属する公認クラブを経由して申し込む。但し、複数の地方連盟に選手登録することはできない。

2. 社会人連盟又は学生連盟に選手登録を申し込む者は、本連盟所定の選手登録申込書に必要事項を記入のうえ、社会人連盟又は学生連盟の事務局に申し込む。但し、社会人連盟と学生連盟に同一人が選手登録することはできない。

【選手登録】

第4条 申し込みを受けた本連盟加盟組織は、当該選手が本規程に抵触することなく、本連盟の選手として適当と判断したときに登録を認め、本連盟より選手登録証を発行する。

2. 選手登録後は、登録取消または退会届を提出されるまでは本連盟の選手として拘束条項の対象となる。
3. 登録は毎年度初めに所属連盟で行い、その年度のみ有効とする。
4. 選手は、加盟費と年間登録費を納入しなければならない。

【登録証の交付】

第5条 ~~選手登録申込書及び選手登録証は、年度始めに本連盟加盟組織に交付を委託する。~~
選手登録証は、年度始めに本連盟が発行し、加盟クラブに送付する。

【登録費の納入】

第6条 ~~年間登録費の本連盟への清算は、選手権大会終了後速やかに委託された選手登録申込書及び選手登録証の残りと本連盟への納入金を郵送または持参して納入する。~~

加盟費・再登録費・年間登録費は、特別な理由を除き3月末日迄に所属連盟に納入する。所属連盟は4月末日迄に本連盟事務局に納入する。

【選手の拘束】

第7条 本連盟登録選手は、本連盟が認めない選手権大会、その他の催し物に参加することはできない。

尚、本連盟登録選手は、本連盟に肖像権を委託し、無許可のマスメディアやコマーシャルに参加することは認めない。

2. 本連盟登録選手は、ドーピングテストの通告をされた場合は速やかに受けなければならない。
3. 前項に違反した選手及び選手が所属するクラブには、各々に資格停止等の処分を科する。

選手権大会実施規程（改定）

【出場資格】

- 第5条 各選手権大会の出場資格は、原則として次のとおりとする。
- (1) 日本ボディビル選手権
日本に継続して在住し日本国籍を有する者で、下記のいずれかの条件を満たしている者とし、世界大会の派遣候補を選考する。
 - (2) 日本クラス別選手権
 - ① 出場資格は、日本国籍を有し、同年度の日本連盟登録選手であり、下記のいずれかの条件を満たしている者。尚、アジア選手権の日本代表選手は本選手権大会で選考する。
 - I. 過去の日本ボディビル選手権で12位以内の入賞者
 - II. 過去の次の選手権大会で6位以内の入賞者
 - i. 日本クラス別選手権の各クラス
 - ii. ジャパン・オープン選手権
 - iii. 日本ジュニア選手権及び日本マスターズ選手権
 - iv. 日本女子チャレンジカップ選手権
 - v. ブロック選手権及び社会人選手権並びに大阪選手権の一般の部
 - vi. 各ブロック体重別選手権
 - III. 過去の次の選手権大会で3位以内の入賞者
 - i. 地方連盟選手権の一般の部
 - ii. 各地方連盟体重別選手権
 - ② カテゴリーは以下のとおりとする。
 - I. 男子は、60kg級・65kg級・70kg級・75kg級・80kg級・85kg級・90kg級・90kg超級の8カテゴリーとする。
 - II. 女子は、46kg級・49kg級・52kg級・55kg級・58kg級・58kg超級の6カテゴリーとする。
 - (5) 日本マスターズ選手権
 - ②① 出場資格は本連盟登録選手で日本国籍を有し、下記のいずれかの条件を満たしている者。
 - ②② クラスカテゴリーは以下のとおりとする。
 - (8) オールジャパン・ミスフィットネス選手権
 - ① 出場資格は、本連盟登録選手または個人登録選手で、日本国籍を有する者。
 - ② カテゴリーは、160cm以下級、160cm超級の2カテゴリーとする。
 - (9) オールジャパン・ミスボディフィットネス選手権
 - ① 出場資格は、本連盟登録選手または個人登録選手で、日本国籍を有する者。
 - ② カテゴリーは、160cm以下級、164cm以下級、164cm超級の3カテゴリーとする。
 - (10) ミス21健康美大会
 - ① 出場資格は、本連盟が出場を承認した選手（選手登録は不要）で、下記の全ての条件を満たしている者。尚、国籍は問わない。
 - I. トレーニングまたはスポーツ（種目は問わない）経験者で、心身健康な女子。
 - II. 他のボディビル団体に未登録の者。
 - ② カテゴリーは、160cm以下級、164cm以下級、164cm超級の3カテゴリーとする。
 - (12) 日本クラシックボディビル選手権
日本国籍を有し、同年度の本連盟登録選手であること。尚、国際選手権大会の日本代表候補選手は本選手権大会で選考する。
 - ②① 出場資格は、日本クラス別選手権の出場資格④② I. II. を満たしている者。過去の地方連盟選手権の一般の部6位以内の入賞者及び、地方連盟体重別選手権の3位以内の入賞者。
 - ④② カテゴリーは以下のとおりとする。但し、身長の小数点以下は四捨五入とする。
 - [165cm以下級] 体重は、選手の身長(cm)－100以下とする。
 - [170cm以下級] 体重は、選手の身長(cm)－100＋2kg以下とする。
 - [175cm以下級] 体重は、選手の身長(cm)－100＋3kg以下とする。
 - [175cm超級] 体重は、選手の身長(cm)－100＋4kg以下とする。

【装飾品】

- 第14条 選手は、履物・腕時計・指輪（結婚指輪は可）・腕輪・ペンダント・イヤリング・メガネ・髪飾り（リボン・紐を含む）等や外観上の美観を助けるものを身に付けてはならない。但し、髪を束ねるための髪と同色の細い紐や輪ゴム等は可能とする。

肖像権使用認定規程（改定）

【目的】

- 第1条 社団法人日本ボディビル連盟（以下「本連盟」という）は、財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という）の準加盟団体としてルールに従い本連盟登録選手全員の肖像権をJOCに管理を一任している。但し、本連盟の認定する特別認定選手は、JOC承認を前提として肖像等の商業権を使用することができる。
本規程は、本連盟の推進する事業の発展と財源の確保のため、特別認定選手の肖像等の商業権を企業が使用する場合の基準を定めるものである。

役員海外派遣規程（改定）

【会長の経費】

- 第5条 会長が上部団体（IFBB・~~ABBF~~AFBF等）の国際会議または選手権大会に出席する場合の経費は、全額連盟負担とする。

【上部団体役員の旅費】

- 第6条 上部団体（IFBB・~~ABBF~~AFBF等）の役員に任にある者が、国際会議または選手権大会に出席する場合の旅費は、全額連盟負担とする。但し、会長はビジネスクラスとする。

【監督の業務】

- 第10条 監督の業務は次のとおりとする。
- (1) 監督は、選手団を代表する。
 - (2) 監督は、監督会議に出席し決定事項をコーチおよび選手に通達する。
 - (3) 監督は、大会スケジュールをコーチおよび選手に通達する。
 - (4) 監督は、選手が十分なコンディションで大会に出場できるよう配慮する。
 - (5) 監督は、選手を日本選手団として恥ずかしくない規律とマナーある行動をとるよう指導し統括する。
 - (6) 監督は、他国の選手団と積極的に交流し、日本のボディビルのレベルアップ及び国際親善に努力す
 - (7) 監督は、コーチが不在の場合はコーチの業務を兼任する。

選手海外派遣規程（改定）

【派遣の選考対象選手】

- 第2条 国際選手権大会への派遣の選考対象となる選手は、原則として次のとおりとする。当年度大会未実施の場合は前年度の大会実績を参考にして決定とする。
- (1) 男子世界選手権／女子世界選手権／ワールド・ゲームズ
日本クラス別選手権の各クラスの2位以内又は、日本ボディビル選手権の6位以内の選手
 - (2) 世界ジュニア選手権・世界マスターズ選手権
日本ジュニア・マスターズ選手権の各クラス2位以内の選手
 - (3) 世界ミックスド・ペアクラシック選手権／アジア・ミックスド・ペア選手権／アジアクラシック選手権
日本ミックスド・ペアクラシック選手権の2位以内の選手
 - (4) 世界ミス・フィットネス選手権／世界ミスボディフィットネス選手権
オールジャパンミス・フィットネス選手権の2位以内の選手
 - (5) 男子アジア選手権／女子アジア選手権／アジア・ジュニア・マスターズ選手権
日本クラス別選手権の各クラス2位以内の選手
 - (6) ~~アジア・プロアマクラシック選手権~~
~~——日本ボディビル選手権の3位以内の入賞経験者~~
 - (7) アジア・ミス・フィットネス選手権／アジアボディフィットネス選手権
オールジャパンミス・フィットネス選手権3位以内の選手

国内旅費規程（改定）

【宿泊費料】

第7条 宿泊費料の額は、特別な理由を除き次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 東京都又は大阪府に宿泊する場合 8,000円
- (2) その他の場所に宿泊する場合 6,000円

【鉄道運賃及び航空運賃の計算】

第8条 旅費は、会議等に出席する者の現住所に最も近い当該地方の主要駅又は空港を起点として、会議等の開催場所に最も近い主要駅又は空港まで、最も経済的、能率的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。(1,000円未満切り捨て)

地方連盟規約（改定）

【目的】

第3条 本連盟は、社団法人日本ボディビル連盟（以下「日本連盟」という）の下部組織として、〇〇〇におけるボディビル界を代表する団体としてボディビルの普及発展を図るとともに、社団法人日本ボディビル連盟（以下「日本連盟」という）の日本連盟の目的及び事業に全面的な協力を行うボディビル競技の統轄団体として〇〇〇民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

※ 〇〇〇には地方名を入れる。

地区市町村連盟規約（改定）

【目的】

第3条 ~~本連盟は、〇〇〇内に於けるボディビルの普及発展を図るとともに、〇〇〇体育協会及び社団法人日本ボディビル連盟（以下「日本連盟」という）並びにその下部組織である〇〇ボディビル連盟（以下「〇〇連盟」という）の目的及び事業に全面的な協力を行う。~~

本連盟は、社団法人日本ボディビル連盟（以下「日本連盟」という）及び〇〇〇ボディビル連盟（以下「〇〇〇連盟」という）の下部組織に登録して、〇〇〇内に於けるボディビルの普及発展を図るとともに、〇〇〇体育協会及び日本連盟並びにその下部組織である〇〇〇連盟の目的及び事業に全面的な協力を行う。

2. ボディビル競技の統轄団体として〇〇〇民の体力向上と生涯スポーツ及び社会文化の健全な発展に寄与することを目的とする。

※ 〇〇〇には上部団体の都道府県名を入れる。

※ 〇〇〇には地区名を入れる。体育協会に未加盟の場合は「〇〇〇体育協会」の部分は削除する。

細 則（改定）

【地方連盟】

第1条 地方連盟とは、社団法人日本ボディビル連盟（以下「本連盟」という）に加盟する下部組織として各都道府県を代表し、本連盟の目的及び事業に全面的な協力をを行い、加盟するクラブ及び選手を統括する。

【社会人連盟】

第2条 社会人連盟とは、本連盟に加盟する下部組織として全国にある社会人クラブ及び選手を統括する。

2. 社会人選手権大会は、社会人連盟に加盟する社会人クラブのメンバーでなければ参加することはできない。

【地区市町村連盟】

第3条 地区市町村連盟とは、本連盟及び地方連盟の下部組織として、地区市町村を代表し、本連盟の目的及び事業に全面的な協力をを行い、加盟するクラブ及び選手を統括する。

【学生連盟】

第34条（以下、繰り下げ）

諸謝金規程（改定）

【目的】

第1条 本規程は、社団法人日本ボディビル連盟（以下「本連盟」という）の諸謝金について定めるものである。

【諸会議】

第2条 諸会議に出席した場合の謝金は以下のとおり金額とする。

- (1) 理事会に於いては次の金額とする。
- | | | |
|---------------|----------------------|------------|
| 学識(A)理事 | 連盟外より依頼した理事は、一会議につき | 10,000円 |
| 学識(B)理事 | 連盟内より選出された理事は、一会議につき | 5,000円とする。 |
| 連盟外より依頼した学識理事 | 一会議につき | 10,000円 |
| 連盟内より選出された理事 | 一会議につき | 5,000円 |
- (2) 執行部会に於いては、一会議につき5,000円とする。
- | | |
|--------|--------|
| 一会議につき | 5,000円 |
|--------|--------|
- (3) 専門委員会に於いては、一会議につき3,000円とする。
- | | |
|--------|--------|
| 一会議につき | 3,000円 |
|--------|--------|
- (4) 本連盟会長が特に旅費を支給すると指定した会議及び事業に於いては、重要度に応じて会長が決定する。
- 会長は、会議または事業の重要度に応じて別途謝金を定めることができる。
- (5) 開催される都道府県居住役員の場合の交通費は謝金に含み、別途支給しない。

【国際大会派遣】

第3条 国際大会派遣における謝金は以下のとおり金額とする。

- (1) 会長に於いては業務に係る日程(源泉所得税込)、一日につき 一日につき 20,000円とする。
- | | |
|-------|---------|
| 一日につき | 20,000円 |
|-------|---------|
- (2) 監督・コーチに於いては実働日(源泉所得税込)のみ、一日につき 一日につき 10,000円とする。
- | | |
|-------|---------|
| 一日につき | 10,000円 |
|-------|---------|

【本連盟主催大会派遣】

第4条 本連盟主催大会派遣における謝金は以下のとおり金額とする。

- (1) 審査員(源泉所得税込)に於いては一大会につき10,000円とする。
- | | |
|-------|---------|
| 一日につき | 10,000円 |
|-------|---------|
- (2) 大会運営委員(最少人数)に於いては、最少人数とし、一大会につき5,000円とする。
- | | |
|-------|--------|
| 一日につき | 5,000円 |
|-------|--------|
- (3) 司会者・進行責任者への謝金は、会長が別途設定する。司会者への謝金は源泉所得税分を差し引いて支給する。
- 会長は主催大会の役割の重要度に応じて別途謝金を定めることができる。
- (4) アンチドーピング委員会指名の委員 一日につき 10,000円
- 但し、謝金は源泉税込みとし、開催される都道府県居住者の場合の交通費は謝金に含み、別途支給しない。

2. (1)(2)(3)については、開催される都道府県居住者の場合の交通費は謝金に含み別途支給しない。

(3) 司会者・進行責任者は、別途設定する。

(4) アンチドーピング委員会指名の委員は、一大会につき10,000円とする。

(5) 開催される都道府県居住者の場合の交通費は謝金に含み、別途支給しない。

【講習会】

第5条 講習会における謝金は以下のとおり金額とする。

- (1) 講師に於いては(源泉所得税込)みで講義30分につき11,111円とする。 講義30分につき 11,111円
- | | |
|-------|---------|
| 一日につき | 10,000円 |
|-------|---------|
- (2) 役員に於いては源泉税込みで一日につき11,111円とする。
- | | |
|-------|---------|
| 一日につき | 10,000円 |
|-------|---------|
- (3) 講習会企画責任者への謝金は、会長が別途定める。(源泉所得税込)

2. (2)については、開催される都道府県居住者の場合の交通費は謝金に含み別途支給しない。

【マスコミ出演】

第6条 本連盟所属選手がマスコミ等に出演・協力した場合の謝金は、受取額の80%を支払う。(源泉所得税込)

諸費用規程（改定）

【諸費用】

第2条 本連盟と加盟組織の諸費用は、次のとおりである。

	加盟費(再登録を含む)		年間登録費		受験料	認定料
	本連盟	加盟組織	本連盟	加盟組織	本連盟	本連盟
地方連盟	30,000円		20,000円			
社会人連盟			<u>20,000円</u>			
<u>地区市町村連盟</u>			<u>5,000円</u>	<u>5,000円</u>		
学生連盟			<u>5,000円</u>			
<u>理事</u>			<u>10,000円</u>			
<u>正会員</u>			<u>5,000円</u>			
選手	1,000円	1,000円	3,000円	1,000円		
選手 (同時登録)	(社会人) 1,000円 (地方)	1,000円 1,000円	3,000円 <u>1,000円</u>	1,000円 1,000円	<u>同時登録の場合は、社会人と地方の双方に登録書を提出</u>	

【納入期日】

第3条 諸費用の納入期日は以下のとおりとする。

(3) 選手

~~新規は出場する大会開催日の6ヵ月前迄に加盟費・年間登録費を、継続は3月末日迄に年間登録費を所属連盟に納入する。所属連盟は4月末日迄に本連盟事務局に納入する。~~

加盟費・再登録費・年間登録費は、特別な理由を除いて3月末日迄に所属連盟に納入する。所属連盟は4月末日迄に本連盟事務局に納入する。

会議規程（新規）

【目的】

第1条 この規程は、社団法人日本ボディビル連盟（以下「本連盟」という）定款第5章に定める会議について、会議の品格を保ち、民主的かつ効率的に会議の進行を図ることを目的とする。

【欠席の届出】

第2条 理事及び正会員は出席できないときは定められた期日までに会長に欠席の届出をしなければならない。

【服装】

第3条 理事会及び総会に出席する者の服装は原則としてJBBF公式服装として、礼を失しないことを重んじる。

【発言の許可等】

第4条 質疑等の発言は、全て議長の許可を得た後、起立してしなければならない。ただし、簡易な事項については、自席で発言することができる。

【発言内容の制限】

第5条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。
2. 議長は、発言が前項の規程に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

【議案の質疑】

第6条 議案質疑は、解りやすく簡明に行うこととする。

【発言時間の制限】

第7条 議長は、議案及び質問の量等を勘案し必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することが出来る。

【一般質問】

第8条 理事又は正会員は議長の許可を得て質問することができる。
2. 質問者は、会長の定めた期間内に、会長にその要旨を文書で通告しなければならない。
3. 同条2項により会長に質問の通告をした理事及び正会員以外の者が質問することは出来ない。
4. 議長は、可能な範囲で質問者の提案を審議するよう会議の運営を図らなければならない。

【緊急質問等】

第9条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむをえないと認められるときは、前条の規程にかかわらず、理事会及び総会の同意を得て質問することが出来る。

【準用規程】

第10条 質問については、第6条の規程を準用する。

【挙手による表決】

第11条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者に挙手をさせ、挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

【品位の尊重】

第12条 理事、正会員は理事会、及び総会の品位を重んじなければならない。

【議事妨害の禁止】

第13条 何人も、会議中は、みだりに発言し、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

【離席】

第14条 理事、正会員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。

【禁煙】

第15条 何人も、会議室において喫煙してはならない。

【資料等印刷物の配布許可】

第16条 会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布する時は、議長の許可を得なければならない。

【附 則】

第17条 本規程は、平成22年3月14日より施行する。